

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 26 年 3 月 20 日（第 11 日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 26 年第 1 回平泉町議会定例会第 11 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第 1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

委員会調査報告書。

本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記、1、調査事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設の整備と財政について、（2）子育て支援について、（3）交通弱者対策について。

2、調査の経過についてでございます。委員会を 13 回を、それから研修視察を宮城県、山形県と 2 回行いました。以下、一表にしてありますので、あとはお目通しいただきたいと思います。

次のページをめくっていただいて、3、調査意見でございます。（1）公共施設の整備と財政

について、①教育施設の整備について、体育館建設のみに固執することなく、公民館、図書館、文化ホール等併せた総合的な整備方針を定め実施するよう十分検討されたい。②「道の駅」の計画は、生産組織の育成強化を図りながら総合的なマネジメントを精査し、大型事業にかかわる財政の将来負担を推考されたい。（２）子育て支援について、①子ども・子育て支援新システムに移行する状況の中で、子育て支援の環境整備策として地域の要望を考慮し、長島地区への学童クラブ設置を検討されたい。②少子化対策として、若者の出会いの場の提供なども含めた、総合的な対策を検討されたい。（３）交通弱者対策について、①高齢化社会への移行に伴い、交通対策に関する住民のニーズが根強くあることから、早急に実態調査を実施されたい。

以上、報告いたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま報告のあった総務教民常任委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を許したいと思います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（青木幸保君）

日程第２、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

３番、阿部正人議員。

３ 番（阿部正人君）

それでは委員会調査報告書を申し上げます。

本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第７６条の規定により報告します。

記、１、調査事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、（１）６次産業化の推進について、（２）滞在型の観光客誘致策について、（３）生活道路の舗装化推進について。

２、調査の経過でございます。調査の経過につきましては、産業建設常任委員会の中で調査回数１１回行われました。それから研修は、初年度は、一昨年ですが、青森の弘前市、それから昨年は七戸町ということでございます。それと意見交換会、情報交流会ですね、西和賀の町議会議員の中村キミイさんをお招きして会を開きました。それ以外についてはお目通しをいただければありがたいと思います。

それでは、３、調査意見についてでございます。本委員会は「６次産業化の推進について」、「滞在型の観光客誘致策について」及び「生活道路の舗装化推進について」先進地視察研修を実施しながら調査検討しました。（１）６次産業化の推進について、農産物加工直売施設「あやめ」が町の農業と観光が一体となり、農産品販売に寄与し、インターネット販売による拡販の拠

点となることを期待します。また、今後建設が予定されている「道の駅」に設置する直売施設については、多数の農家が参加できる仕組みづくり・体制づくりが必要であり、生産体制・販売体制の充実が肝要です。また、農産品目数の拡大に早急に力を入れる必要があります。更に、若者担い手農業の育成により、時代に対応できる農業を構築し強化することが望まれます。（２）滞在型の観光客誘致策について、世界文化遺産に登録後約３年になり、観光客数の減少が始まりつつあります。滞在型の観光客を増加するには、魅力あるまちづくりと共に滞在時間を消費する施設（遺跡の復元建設や美術館・博物館など）の充実が必要です。また、多言語による表示も外国人観光客誘致には必要な要素です。宿泊客の増加にはインターネット宿泊予約のシステムが必要と思われ、町としてシステム運営に対する関与や協力をすべきことと考えます。また、農家民泊の推進を図り滞在型観光客の増加に努めるべきです。（３）生活道路の舗装化推進について、町内道路を数度にわたり現地踏査しました。過去に請願・陳情のあった場所や災害時に破損した場所・今後舗装する予定の場所を調査しました。優先順位を見直しながら、必要性の高い箇所から舗装化を進める必要があります。町民が生活していく上で必要性の高い場所が多数ありますので、しっかり見極め推進していくことが大切です。また、災害に強い道路網の整備が喫緊の課題であります。

本委員会では以上の項目について実施するよう結論付けました。

以上、報告といたします。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった産業建設常任委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ、次に進行します。

議長（青木幸保君）

日程第３、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

９番、千葉勝男議員。

９番（千葉勝男君）

それでは、閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第７４条の規定により申し出ます。記、１、事件、北上川治水事業についてでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第７４条の規定によって閉会中の継続調査

の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第4、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2 番 (大内政照君)

閉会中の継続調査申し出をいたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第5、行財政調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

委員会調査報告書、本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、行財政の調査について。

2、調査の経過、新総合計画を強力に推進するためには健全な財政運営が不可欠であり、町の行財政を調査し財政基盤の強化に資することを目的とし、平成24年6月定例会において行財政調査特別委員会が設置され、以来8回の委員会を開催し調査した。調査の方法は、第3次行財政改革プランが平成23年度から27年度までの5年間を計画期間として取り組んでいるところであり、同プランが五つの柱から構成していることから、その中身について1項目ずつ調査検討いたしました。日程についてはお目通しの一覧表のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

3、調査意見、今回の第3次行政改革プランは、前回の集中改革プランの取り組みと違い見目に分かりにくいものとなっている。各自治体の自主的な取り組みというスタンスから細部にわたる数値目標がなく、各項目について「まず取り組む」という姿勢から実益が出ないのではないかという疑問がある。したがって、同改革プランは平成27年度を最終年度としていることから、現計画を補完する意味も含め、新たに数値目標を設定し、見える化を図るべきである。

以下、項目ごとの調査意見であります。（1）協働によるまちづくりの推進について、各項目についての成果が分かりにくく、会議録の公表や取り組み結果が公表されていないことから、今後、町民への公表の仕方について工夫されたい。（2）行政運営の効率化について、町有財産管理一覧により施設維持管理運営費の状況や施設改修計画の調査を行ったが、併せて起債の状況について併記するよう台帳整備されたい。事務事業評価については、PDCAサイクルに基づく毎年度事業の見直し等を実施されたい。（3）財政の健全化について、平泉町文化遺産センターの入館有料化が実施されていないが、今後検討すべき課題である。財源確保の観点から視察対応の有料化、ホームページバナー広告の取り組み強化を図る共に、ナショナルトラスト運動などについても検討されたい。今後一部事務組合のごみ焼却炉建設等を予定されていることから、長期的視野に立った財政計画を作成されたい。（4）機能的で活力のある組織の構築について、職員の意識啓発を図るため表彰規定を有効に活用すべきである。保育、教育に係る非正規職員数が多いことから適正な職員採用、適正配置について配慮されたい。（5）住民の信頼に応える職員づくりについて、能力開発、接遇研修について積極的に取り組まれたい。

以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

ただいま報告のあった行財政調査特別委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（青木幸保君）

日程第 6、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 7、承認第 1 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関する専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

承認第 1 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関する専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページでございます専決処分書と 3 ページの別紙、それから承認第 1 号参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、2 ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって解散する岩手中部広域水道企業団を同日をもって岩手県市町村

総合事務組合から脱退させることの協議、平成26年4月1日に岩手中部水道企業団を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、岩手中部水道企業団に係る下記に掲げる事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理することの協議及び岩手県市町村総合事務組合同約を、3ページの別紙に併せて承認第1号参考資料新旧対照表をご覧ください。新旧対照表のアンダーラインで示しておりますとおり、構成団体を変更することの協議に関し、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成26年2月4日に専決処分を行いましたことから承認をお願いしようとするものでございます。また、1に記載してございます常勤職員に係る退職手当の支給に関する事務、2の地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務も併せて行わせようとするものでございます。この協議に関しましては、岩手県市町村総合事務組合より当町の3月定例会本会議の議案審議日程前の議決書謄本の提出を求められておりましたことから専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、今回の脱退加入に関しましての経緯を簡単にご説明をいたします。

岩手中部広域水道企業団につきましては、北上市、花巻市及び紫波町の2市1町で構成されている団体でございます。この構成市町それぞれが自己の水源を所有して水道事業経営をしているところでございますけれども、その自己水源だけでは増大する水需要に対応できなくなってきたことから、平成3年4月に入畑ダムを水源とする、今回脱退させようとする企業団を組織しまして、構成団体の不足する水の供給に対処してきたところでございます。その後、水道を取り巻く環境は、人口減少に伴う給水収益の低迷、また、職員数の削減等により厳しさが増してきたところでございます。また、その構成団体がそれぞれに整備してきた水道施設の大量更新や地震対策、水質管理の強化など、様々な課題に直面しておりますことから、構成市町及び企業団ではこれからの水道事業経営のあり方を検討しました結果、今後減少するであろう水需要に合わせて現在の安定水源を有効活用し、市町の境界を越えた水の運用を行い、施設を統廃合して更新需要を抑制することが有効であることが示されたことに伴いまして、今回構成市町及び現在の企業団を統合し、新たな水道事業経営を受け持つ団体を岩手中部水道企業団として設立して、今回、岩手県市町村総合事務組合に加入させようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

この承認第1号、専決処分されております。これ、専決処分するにはそれなりの時間的な暇とか余裕がないということも一つの理由ではあるのですが、この議案は平成26年2月4日で専決処分やっておるのですが、これ3月31日をもって解散する組織の承認でございます。そういう部分で、どういう日程で暇がなかったのか、こういうことを繰り返すということは、今、議会でも専決をしないようにするためにいろいろと協議しているところではあるのですが、そこら辺の

経過等、もう一度詳しくお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

岩手県市町村総合事務組合におきましては、今回の規約の改正に伴います同意案件につきまして、本会議の開催前の提出曜日を指定されてございました。それもございまして、いずれ3月定例会開催前の通知でございますので、その前に会議を開く余裕がないという形の中での地方自治法第179条を適用させていただきまして専決処分したところでございますけれども、予算の編成事務、あるいは年度末を控えておりまして様々な事務の処理等がございまして、今回のような形で3月定例会の前ではございましたけれども、当町に直接かかわる政策等の関連等もないというようなことも併せて判断させていただきまして専決処分をさせていただいたところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

議決事項を内容で判断したというのはどういうことですか。議会でそれでは判断しなくていいではないですか、みんな専決でやるのですか。そういうことを含んでいるのですよ、専決でやるということは。もう少し考えてください。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

地方自治法第180条におきましては、地方公共団体が議決の権限に属する軽微な事項であれば専決処分できるということでございまして、この内容に合致する内容でございませんでした。それで、今回、専決処分させていただきました内容につきましては、確かに事前の臨時会等の開催によりまして議決をいただくことができたものでございます。ただ、先程の繰返しになりますけれども、予算編成のかかわり合い、それから年度末等々も控えまして様々な事務処理等もございまして、当局といたしまして臨時会を開くのはちょっと難しいというような決定をいたしましたところございまして、今回、専決処分をさせていただいたところでございます。いずれ、対応につきましては大変申し訳なく思っているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この専決処分の日程ですけれども、何日まで連絡くださいというようなお話だったのですか。議会前という話は先程されましたけれども、何月何日までという話がないものですから、その説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

岩手県市町村総合事務組合からは、遅くとも3月19日までには確実にその謄本議決、その写りがほしいと、送付していただきたいというふうな内容の文書をいただいているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと待ってください。19日まででしょう、3月ですよ。ということは、3月の定例会議会中でもできないことないのではないですか。いや私ね、なんかあまりにも今、専決処分、専決処分がなぜ評判悪いかというと、議会軽視ということが多いのですよ、全国的にね。そういうことがあるので専決処分はやめた方がいいということもあるし、以前どこかの市で専決処分乱発した市長がいて、ひどいことになっていたわけですね、議会軽視で。そのはしりになっては困るのですよ、こういうの。もし何でもできるとなればもうどんどんやってしまうわけですよ。そういうことをやってはいけないから議会があって議員のチェックがあるわけですよ。3月19日までだったらできたのではないですか。ちょっと先程の答弁の理由は該当しないではないですか。おかしいですよ。町長、どうなっているのですか、これ。答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回の専決処分につきましては、先議というふうなことも当然検討すべきだったというふうには現在反省をしております。決して議会軽視というふうなことではないというふうにはご理解願いたいというふうに思いますし、今後、専決に関しては内容を十分検討して今後対応して参りたいというふうに思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それと、先程、総務企画課長の答弁の中で軽微な議案とか何とかという表現あったのですよ。軽微な議案は議会にかけないのですか。おかしいですよ。議会にかけるのは全て基本的には大事なことから議員の承認が必要なわけでしょう。軽微なあれなんてないと思うのですよ。ちょっともう一回、反省の答弁してください。お願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

先程の説明の中でお話しした、軽微というお話をしたのは、今回の専決処分をさせていただいた案件のことではなく、地方自治法第180条に規定されてございます議会の権限に属する軽微な

事項で、その条例で定めている案件につきましては専決処分をすることができることとなっておりますというふうにお答えしたところでございます。今日、今回その同意案件として提案している内容について、その内容が軽微だというふうなことを申し上げたものではございません。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関する専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第8、議案第1号、平泉町ホームヘルプサービス事業手数料条例を廃止する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

それでは議案書4ページ、議案第1号、平泉町ホームヘルプサービス事業手数料条例を廃止する条例の補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略しまして障害者総合支援法の施行により、本事業が同法で実施されることに伴い廃止をするものでございます。平泉町ホームヘルプサービス事業手数料条例では、難病患者等に対するホームヘルプサービス事業実施に係る派遣手数料を規定しておりましたが、この度の障害者総合支援法では障害者の定義に難病等といたしまして、治療方法が確立していない疾病やその他の特殊の疾病が追加されたことによりまして、難病患者につきましても障害者総合支援法による障害福祉サービ

ス等の対象となりましたことから、同条例を廃止しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

この条例の廃止の関係で、提案理由のところで口頭では説明あったのですが、障害者総合支援法という法律に基づいてやるということなので、ここに書いてあるような障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、別名でしようけれども、正式な法律をやはり書いておくべきですよ。口頭でやられましたけれども、そういう部分での配慮は必要だと思うのですが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

正式な法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということになってございます。それを略しまして、通常、障害者総合支援法という表現をしているものでございますから、ここに記載の法律名が正式な名称でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第1号、平泉町ホームヘルプサービス事業手数料条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第9、議案第2号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書5ページでございます。

議案第2号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、国が定めます道路法の一部が改正され、国が行う事業は全て道路占用料を徴収しない取り扱いとなりました。また、消費税法の税率改正に伴い、1カ月未満の占用に係る占用料の額が増加するため、所要の改正を行うものです。また、併せて、占用物件に太陽光発電設備、高速自動車国道の連結道路附属地を追加しようとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

第2条では、道路法第35条による国の行う道路の占用の特例が廃止されたことに伴い、関係する条文の整理を行うものでございます。

次に、別表第2条関係について説明をいたします。

参考資料3ページの裏の中段の右側でございますけれども、左側が空欄になっておりまして右側が新しく追加なったところでございます。政令第7条第2号に掲げる工作物、これが先程お話ししました太陽光発電設備に当たるものでございます。また、その下、飛んで政令第7条第8号に掲げる施設、これが高速自動車国道の連結道路附属地に当たるもので、今回追加しようとするものでございます。

次に、参考資料の5ページをお開きいただきます。

参考資料最後の備考9でございます。これは、平成26年4月1日からの消費税法の税率改正に併せて、占用期間が1カ月未満のものについての占用の額を定める金額に1.05を乗じていたものを、乗ずる数値を1.08に改めようとするものでございます。また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第2号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第10、議案第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。
本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは8ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、
款項同額の場合につきましては項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税2,420万5,000円、1 項町民税1,249万2,000円、これには法人の現年課税分1,116万4,000円が含まれております。3 項軽自動車税8万9,000円の減、4 項町たばこ税1,250万円、5 項入湯税6万9,000円の減。

9 款地方交付税、1 項地方交付税169万6,000円。

1 1 款分担金及び負担金3万4,800円、1 項負担金430万1,000円、2 項分担金395万3,000円の減。

1 2 款使用料及び手数料2万6,000円、1 項使用料2万5,000円、2 項手数料1万6,000円。

1 3 款国庫支出金60万4,000円、1 項国庫負担金4,348万円の減、これには児童手当負担金834万6,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金4,581万4,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金、施越分939万7,000円の増額が含まれております。2 項国庫補助金4,398万2,000円、これには地域活性化・雇用創出臨時交付金4,222万9,000円の増額が含まれております。3 項委託金10万2,000円。

1 4 款県支出金357万6,000円、1 項県負担金103万8,000円の減、2 項県補助金516万6,000円、これには公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金947万1,000円の減額、同じく公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金（過年度分）2,608万円の増額が含まれております。3 項委託金5万2,000円の減。

1 5 款財産収入42万円の減、1 項財産運用収入9万7,000円、2 項財産売払収入51万7,000円の減。

9 ページになります。16 款寄附金、1 項寄附金471万円。

17 款繰入金、2 項基金繰入金4,964万9,000円の減、これには財政調整基金繰入金2,964万9,000円の減額、減債基金繰入金1,000万円の減額、公共施設等整備基金繰入金1,000万円の減額が含まれております。

19 款諸収入183万1,000円の減、1 項延滞金、加算金及び過料45万2,000円、2 項町預金利子1万3,000円の減、5 項雑入227万円の減。

20 款町債、1 項町債8,520万円の減、これには道路橋梁改良事業3,780万円の減額、公共土木施設災害復旧事業3,390万円の減額、農地等災害復旧事業860万円の減額が含まれております。

歳入合計1億169万5,000円の減。

9 ページの裏になります。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費266万3,000円の減。

2 款総務費8,794万5,000円、1 項総務管理費9,110万8,000円、これには職員退職手当負担金725万5,000円の減額、財政調整基金積立金2,272万8,000円、公共施設等整備基金積立金8,000万円が含まれております。2 項徴税費106万1,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費47万8,000円の減、4 項選挙費40万9,000円の減、5 項統計調査費121万5,000円の減。

3 款民生費396万9,000円の減、1 項社会福祉費904万7,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金1,210万7,000円が含まれております。2 項児童福祉費1,301万6,000円の減、これには児童手当費1,000万円の減額が含まれております。

4 款衛生費1,998万7,000円の減、1 項保健衛生費1,843万2,000円の減、これには個別予防接種委託料818万7,000円の減額が含まれております。2 項清掃費155万5,000円の減。

5 款労働費、1 項労働諸費26万円。

6 款農林水産業費889万1,000円の減、1 項農業費762万7,000円の減、1 項林業費126万4,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費339万5,000円の減。

8 款土木費1,780万2,000円の減、1 項土木管理費4万4,000円、2 項道路橋梁費1,744万7,000円の減、これには用地測量及び分筆登記業務委託料767万8,000円の減額が含まれております。10 ページになります。3 項河川費105万3,000円の減、4 項都市計画費543万1,000円の減、5 項住宅費608万5,000円、これには高田前団地外壁等塗装工事費666万6,000円が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費2,371万9,000円の減、これには消防事務委託負担金1,208万6,000円の減額が含まれております。

10 款教育費977万円の減、1 項教育総務費667万円、これには職員退職手当負担金745万円の増額が含まれております。2 項小学校費2万6,000円、3 項中学校費30万円の減、4 項幼稚園費155万円の減、5 項社会教育費511万円の減、6 項保健体育費950万6,000円の減、これには町立体育館基本設計業務委託料900万円の減額が含まれております。

11 款災害復旧費9,599万円の減、1 項土木施設災害復旧費7,547万円の減、これには測量設計

業務委託料600万円の減額、災害復旧工事費（単独分）500万円の減額、災害復旧工事費（補助分）6,440万円の減額が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費2,052万円の減、これには農業施設災害復旧工事費（単独分）1,400万円の減額が含まれております。

12款公債費、1項公債費371万4,000円の減。

歳出合計1億169万5,000円の減。

次に、11ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、子育て支援対策臨時特例事業462万8,000円、8款土木費、5項住宅費、公営住宅等ストック総合改善事業666万6,000円、9款消防費、1項消防費、地域防災計画に基づく災害検証及びマニュアル作成事業555万5,000円、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業4,450万円、2項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業400万円、小規模農地等災害復旧事業150万2,000円、計6事業、合計金額6,685万1,000円を繰越そうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

変更と廃止でございます。初めに変更でございます。道路橋梁改良事業の変更前の限度額7,860万円を変更後の限度額4,080万円に、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額6,460万円を変更後の限度額3,070万円に、農地等災害復旧事業の変更前の限度額2,280万円を変更後の限度額1,420万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。なお、県営経営体育成基盤整備事業120万円と林道施設災害復旧事業370万円につきましては、廃止しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時13分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

議案第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第5号）、これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

11ページの裏になりますね、歳入歳出の補正、歳入の分の中の一つ目は法人税についてでございます。法人税について補正1,125万4,000円ということでございますが、現在、法人の納税者

何人ぐらいでいくらぐらいになっているのかということをお伺いします。

次に16ページでございます。16ページの15款ですが、2項1目不動産売払収入51万7,000円、土地代、これはどこの土地なのか、その部分についてお知らせ願います。

それから23ページの裏でございます。6款1項3目農業振興費の19節の中の受入農家設備整備補助金、これは予算として当初予算100万円ですが、40万円の減、たった60万円ぐらいの活動しかないのかということでございますが、それと青年就農補助金、昨日も農林振興課長に説明されましたけれども、なかなかいないのだよと。150万円を予算付けていて150万円が減ですから全くゼロと、これ何だか寂しいというようなことでございますが、町長もこれ付けて置いている中で何か、これについていずれゼロだということに残念だということでの見解。それから新規就農者支援事業補助金、これも当初120万円を予算とっているのですが、これも120万円の減、全くゼロと、廃目みたいなものですが、これも何とか方法を、別な支援体制か何か、これも活かせるものであればというふうに思うのですが、これは23ページ。

それから26ページの8款土木費の中です、3項2目河川維持費、この説明の中の河川環境整備委託料マイナス20万円、河川環境整備は減らさなくてもいっぱい整備があるのではないかと、この間の地域懇談会でもされますけれども、いずれ当初予算が20万円です、20万円で全くのゼロということでございます。それから下の北上川上流堤防除草業務委託料、これは68万7,000円、当初は386万9,000円、68万7,000円の減、減額しなくてもそっちこっち維持修繕、除草様々あるのではないかとというふうに思うのですが、これからまたそういうところが出れば補正組むのか、プラスの補正組むのかどうか。

それから27ページ、8款5項1目住宅管理費でございます。この中の13節委託料の中のシロアリ、これは予算31万5,000円組んでいるのですが、全くのゼロ、今年はシロアリ対策しなくてもよかったのか、どういうものだったかというふうに思います。シロアリ防除はしないで済んだのか、それはそれでもね。

それから30ページ、10款6項3目の町立体育館建設費の設計委託料、これは900万円の減、当初は1,146万4,000円、設計入札を行ったということだったけれども、その入札を行った金額ということから、それお相手あるわけ、設計をやっているかと思うのですが、これ引くと200万円ぐらいの金額でやらせて、これはいずれ中止したのかどうか、全く240万円ぐらいしかないのだけれどもね、差額ね、そういったもので賄い、設計をやっているのかどうかと、そのあたり説明をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

法人税の均等割の納税義務者でございますが、2月末現在で188社でございます。

総務企画課長（岩淵毅志君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

16 ページ、財産収入の不動産売却収入の土地の場所でございますけれども、これにつきましては宇衣閑地内でございます。これは平成25年度までは貸付けということで、長年にわたりまして、現在宅地になってございまして、その上には住家が建設されてございます。底地は町でございますので、平成25年度までは貸付けで対応してございましたけれども、協議の結果、買入れをしたいと、買いたいというようなこともございまして、今回、土地を、不動産の売却をしたところでございました。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

23 ページ裏の19 節の件ですが、受入農家設備整備補助金40 万円の減額ということでございますが、現在、実績としましては実は1 件20 万円という実績です。いずれ、この事業については下水道の申請、浄化槽の申請、住宅リフォームの申請がですね、付随して嵩上げで受け入れ農家を増やすためにそういった補助金を設けたわけですが、そういう申請をしている方には是非こちらの方の受け入れ農家になっていただいておりますということでやってはいたのですが、なかなか実績が上がらないという状況で、もしかして年度末に、ではやってみましょうかというのも期待しまして若干残しておりましたが、いずれ現在はそういった状況でございますし、青年就農給付金、新規就農者支援の補助金につきましても、1 名候補者がおったわけですが、途中からやはりちょっと家庭の事情で就農するのは難しいということで、実績づくり得ないという状況でございます。いずれ、あてがない状態で今回残念ながら両方の補助金についても減額補正をしたというところではございます。いずれ、新年度に向けて受け入れ農家の補助金、そして今回の青年就農関係の補助金については再度盛り込んでおるわけでございますけれども、町としてはそういった形で是非そういう事業を今後も更に力を入れて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

26 ページの土木費の河川費の河川維持費の中の河川環境整備委託料20 万円の減額につきましては、町で管理します河川につきまして、今年度、平泉道・川整備事業、この事業を利用して河川の刈払い等を行ったことから今回20 万円を減額するものでございます。

その下の北上川上流堤防除草業務委託料、これにつきましては、国土交通省の方から管理委託を受けております太田川の草刈りの除草につきまして、今年度、国からの事業等が減額になったということから減額するものでございます。

次に、27 ページのシロアリ防除住宅管理費でございますが、シロアリ等防除委託料、これにつきましては、今回シロアリ等の被害がなかったということから減額するものでございます。

以上です。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

30ページの10款6項3目の13節、町立体育館基本設計業務委託料の900万円の減額でございますが、議員おっしゃるように、当初予算では1,146万4,000円の予算額でございましたが、指名競争入札ということで5社を指名いたしまして入札を行った結果、請負額が233万3,100円、税込みですが、ということで落札いたしましたので、まだ業務が終了しておりませんので変更契約等も見込んで今回900万円を減額したところです。

以上です。

議 長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。

それでは法人税の関係ですね、これ今188社ということでございますが、ちなみに我々、この予算、1,100万円も補正で組む、このぐらい入ってくるのかという気持ちになるのですね。随分入ってきて、これは台所財政が賄いできるというふうに思うのですが、ただ、今までの流れで言いますと、今まで補正組んでも、平成24年の補正でも3,037万9,000円ですよ。それから平成25年で当初3,540万1,000円です。それが4,672万5,000円と、1,100万円増えるのですが、平成26年度に、これは新年度の語ってもあれですが、新年度の予算も3,100万円に組んでいるのですよ、新年度がね。3,100万円に組んでいずれ3,000万円ぐらいの流れでいるのですよね。それを4,600万円が入ってくると予想されますから、私は、単純に素人は4,600万円ぐらいの金、随分入ってくるのだと思ってしまうのですね。その区切りが分からないので、仕分けの部分がね。ですから、平成26年度には3,100万円に予算を組んでいるのですよ。今ここの補正で4,000いくらになっている。過去にどんな予算の組み方をしているかということ、補正組んでも平成24年は3,037万9,000円、平成25年はさっき言った4,627万円になりますね、そのあたり、ちょっと我々勘違いするような感じになりますよね。本当にその人数がこの4,600万円入ってくる、あとで補正減をするのかどうか、その辺を再度質問をします。

それと、先程の農林の、これはちょっとあれですから、時間あれでしょうから、農林振興関係で石川農林振興課長、苦慮している、せつかく青年支援資金、または若者のこういったものの資金を付けていただきました。これはやはり、これは来年も予算立てていただいていますから、是非、ただ、私これを変えて、農業後継者に意向を変えるというようなこともいいのではないかと、農業者同士が、例えば農業をやるといふのに転換してお金を出す、少し補助金を出すとか、外部から入ってきて、それは条例ではありますけれども、平泉はちょっと中間ぐらいなのだけれども、岩手県の市町村から見れば。そういった形でプラスしてやるか、または農業を後継する結婚した方々に、こういう方々にも少し補助金を出してあげるとか、こういったものも目玉、そういったものも一つの工夫の例を今申し上げました。これがこうだからという意味ではないですよ。十分

に予算を、町長も含みあって、ですから私らも含めてですが、産建でも様々あれしましたけれども、いずれこれは積極的に農林振興課長にもお願いするところでございます。そのあたりをひとつ、科目を変えたものも工夫はどうかということでございます。視点をちょっと変えた科目で。

それから、先程、鳥畑建設水道課長に答弁いただきましたこの河川維持20万円、私、補正のものを見なかったからですが、ただ、20万円の予算を使って20万円の減というふうに見てしまったものですから、途中で補正あったのか、いずれ当初予算が20万円でした、河川環境。これが20万円減だからゼロだったので活動しなかったのかというようなあれですが、途中で補正ありましたか。そこのところ分かりませんが、当初予算20万円なのですよ、環境整備。だからそれを20万円減ということはゼロだということで、では何か環境整備やらなかったのかというふうに私、勉強不足だったか知りませんが、そういう今お話を質問したところです。そのあたりどうでしょうか。もともと補正であったのか、私ゼロというふうに思うのですが、差引きすればだよ。そのあたり、3点お願いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

法人税の今回補正お願いしてございます1,100万円につきましては、予算組む時点での収入実績とそれ以降の3月までの見込みで計上してございます。この額につきましては十分収納できるというふうに判断してございます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

議員お話しのように、例えば自家就農する、後継者を育成するという観点からそういった支援はできないかということも実はいろいろと話はしてあるわけですが、やはりそれには要件もいろいろございまして、残念ながら今のところすぐにそういう対応をできるところがなくて、そういった補助金を活かす場がなかったということです。いずれ、今後、更にそういう先進的な事例等なりそういうところも工夫をしてみまして、何とかそういった、いずれ就農者の促進を図るという部分はもう少し研究して対応していきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町が管理します河川等の維持管理、特に草刈り等については、先程お話ししましたように、平泉町道・川整備事業、この委託料を使って整備しております。それで、今回の河川環境整備委託料20万円、当初も20万円でございますが、この内容につきましては、主に土砂上げ等に充てるために計上しているもので、これについては今年度事業をしなかったという内容でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

ありがとうございます。

法人税の関係ですが、私、この予算、徴収見込み額というもの書いていますね。この徴収見込み額、では平成24年度いくらかと2,618万4,000円、当時ね。平成25年度には3,528万1,000円と書いていますね。その中で4,672万5,000円、そして平成26年も3,100万円の予算を組んでいると。これは大丈夫ですよというのは、188社そんなに増えているのではないですが、1社当たり景気がよくなって、また会社自体が利益が出て相当の税金を納められる会社が多くなったのかというふうに、逆算すればですよ、そういうふうに思うのですが、ただ、それでも徴収見込み額が甘いのではないかと。実際は徴収見込み額と補正が大体合うのではないですか。だから、私は1,100万円と計上して、また恐らく、これ覚えておきますが、本当に4,672万円、大体ね、4,500とか4,000とか本当になるのかどうか、私はそのところなのですよ。ちょっと釣られてしまうけれども、そのあたりがどうなのかと。徴収見込み額という意味は、解釈をどういう意味の徴収見込み額とここに書いているのか、それを説明をお願いしたい。その説明と、実績の実績だと思っているのですよ、この見込みが。決算の状況はどうかというと、これは決算でここにありますが、この調定額、平成24年度は5,925万3,300円、それで収入未済額が33万800円と平成24年度の中では、収入未済額ですが、こういうふうになっています、平成24年度ではね。参考までですけれども、いずれ実質的ないくらでも近づけた予算、補正でも組んでほしいということです。特に収入は勘違いしてしまう、我々。随分入ったのだと思うけれども、最終的には入っていない。いや繰越し、繰越しだから、いつを切ってやるのか分かりません、動いていますからね。切り方の問題かと思えます。

それから最後で体育館の問題ね、二百何万で入札、233万円でしたか、ちょっとあれですが、それ以降の設計の委託はないのか、それでさっき含みを持ちましたね、900万円という減ですが、今廃目になっているわけですが、そういうような中でまた進めて、今やっている設計プラスアルファの調査とか測量とか、そういった設計が増えてくるのかどうか、その見通しについてお伺いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

法人税の当初予算を組む段階では見込みなり立ててやるわけですが、今回の補正でお願いしている1,100万円につきましては補正を組む段階までの実績、それからそれ以降3月末まで集まるであろう見込みですね、それを合わせた額でお願いしているわけでございます。現在での、あくまでも申告納税でございますので、申告額で抑えるわけですがけれども、現在までの申告状況を見ますとこの補正でお願いしている額、トータルで4,672万5,000円の収入確保は可能な額であるというふうに考えておるところでございます。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程も申し上げましたように、町立体育館の基本設計業務につきましては233万3,100円で落札いたしましたことから、今年度における基本設計業務についてはこれを基本にして業務を行うこととしております。ただ、今、業務を行っていただいている最中でございますので、3月いっぱいでの業務の委託期限というか納品はいただくことにしておりますので、今後大きな変更等があった場合には変更契約等が生じる可能性があります、特に何もなければこの落札いただいた額で執行できるというようなことで、そのほかの業務については今年度は予定はしておりません。

以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

25ページの裏の8款2項3目道路新設改良費のスマートインターチェンジ、土木費です、このところ調査業務委託料というふうなところで予算は900万円、減額になって500万円が何らかの形で使っているという、その辺のところの内訳をお話していただきたいですし、それから26ページの後ろでございます。8款土木費の4項2目景観形成推進費のところでは19節負担金補助金及び交付金のところ、景観阻害要因除去工事助成金が全然使われていないのですが、その辺のところをどういう経過で、もうそういうことはなくなったのか、まだあるけれども、それができなかったのかということをお話しいただければと思います。

それから3番議員も今、体育館建設のところでご質問されたようですけれども、どうも話の含みから言うと入札が安くなったと、だからこういうことになって、平成26年度がまた動き出すというか、お金が動くか減るかみたいな話になって、予算書は廃目になっていますね。それから、これが万が一変更契約があると、その変更契約にはまたお金が発生してくるのかどうかということも含めまして、一般質問の中で私も町長に話したのですが、どうもスマートインターの関連でタイミングがよければそれが出てくると、それは補正でやるというような話をしていますが、それ本当に補正で出してくるものなのかどうかということも含めて3点、よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

25ページの裏の委託料の平泉スマートインターチェンジ、今回480万9,000円ほど減額するわけですがけれども、議員お話しのとおり当初予算では907万2,000円ほど要望しておりまして、その中身につきましては調査設計、そして協議するための資料作成、そしてネクスコへの実施計画書の書類の作成、そして国土交通省への連結申請の提出資料の作成ということで当初予算で計上しておりましたけれども、現在まだ協議中ということで、今お話ししましたネクスコ、あるいは国土交通省への申請の書類の作成ができないということから、今回480万円ほど減額するというふうにしたものでございます。

次に26ページの裏の19節ですが、景観阻害要因除去工事費助成金、これは1件につき上限で20万円ほどを助成するというものでございますけれども、今年度につきましては現在のところ申し込みがなかったということで今回減額をするものでございます。いずれ、まだ町内には建設水道課の方で景観条例が出た時に調査をいたしまして、違反であるという看板等の撤去等は指導しておりますので、それについては今後も指導して参りたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

町立体育館の基本設計業務委託については変更があるのかというようなご質問でございましたが、現在のところは見込んでおりません。それから平成26年度の予算については補正で出すのかというようなご質問でございますが、一般質問でもご答弁申し上げておりますように、スマートインターチェンジの整備の方向性が分からない段階で町立体育館の方向性も決まらないというような状況にありますことから、補正なのか平成27年度なのか、そのあたりは現在のところ見通しが立っておりません。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それではスマートインターチェンジ、大ざっぱに言うと500万円、その書類提出するのに500万円もかかるわけですか。胆略的ですが、その辺のところ、あまりにも多いような気がします。

それから景観の阻害工事の助成金ですが、申し込みがなかったということでここをこのままということは、確かに委託していて、これシルバー人材に委託して調査するというような話、以前に聞いたような気がするのですが、その指導はどのような指導をされているのかということです。それから地域懇談会で回って歩きましたならば、のぼり旗の件について質問されました。どうものぼり旗、当初あれも景観的にうまくないのだということを言っているけれども、結構出しているのだと。そうすると、出している人とそれを自分の土地内に入っている人はいいのか悪いのか、そういうところもまだちょっとやはりそういう人たちが徹底していないようなので、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それから体育館建設ですが、変更契約にはお金が発生するのかどうかということを探ねたのですが、それは全くないということで捉えていいのでしょうか。それから平成26年度は廃目になっているのですよね。ということは、補正で出すのかも何も分かっていないということは、もう廃目を出しているということは平成27年度の計上しか考えられないのではないかとこのようにこちらは捉えていいかどうかということも確認したいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

スマートインターチェンジの今後予定しておりますネクスコへの申請書、あるいは国土交通省への申請書に約500万円かかるのかというお話ですけれども、それぞれの申請の中身につきまして、やはりこれくらいの金額はかかるだろうということで建設水道課の方は把握しております。

次に景観阻害要因でございますけれども、これにつきましては、先程お話ししましたように屋外広告物条例、その時に平成23年度に全て調査をいたしまして、その時に建設水道課の方で把握しているのは15件ほどの違反があると。それについてはその時にそれぞれの管理している方に通知をしております。そして何件かはこの事業を使いまして改修等を行っておりますけれども、まだ改修されていないというのがございます。それで一応、5年間の猶予期間がございますので、一応平成26年度ですね、平成26年度中までということでまだ1年間、猶予ございますけれども、いずれ建設水道課の方では毎年その方々に改修するように、あるいは撤去するような通知はしております。

次にのぼりですか、これについては枚数等は制限が当然されておりますし、その範囲内でやっているものだというふうには思っておりますけれども、いずれ定期的にそれでも違反に見られるようなものについては、建設水道課の方で定期的に調査をしておりますし、あるいは商工会等にもその旨のお話をする機会を与えていただけるように今しているところでございます。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

変更契約をした場合のお金が絡んでくるのかというようなご質問でございましたが、変更する内容によっては金額に影響するものもあるというふうに考えております。これは体育館建設の基本設計業務にかかわらず一般的にはそのような形なので、そのルールに則るということですが、現在のところ変更契約をするのかということについては現在は予定はございません。

それから平成27年度の事業としか見込めないというようなお話でございましたが、繰返しになりますが、スマートインターチェンジの整備の方向性が分かった段階で予算についても再提案をさせていただきたいということでございますので、時期については現在のところ未定でございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

ちょっとしつこいようですけれども、そうなってくると、やはり体育館建設の平成26年度の予算のところは廃目でない話になりませんか。どう捉えているのですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

新年度予算の分の廃目というようなことをごさいますけれども、あくまでも前年度の予算の項目に対する新年度の予算の項目がどうなるかというような内容をごさいます、当初で見込めなかったことから体育館建設の建設費については予算を見込まなかったというような判断で廃目というような表記になったところです。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

3 番議員もちょっと質問出ているところですが、ページ数が 27 ページの 8 款土木費の 5 項 1 目 1 3 節委託料のシロアリの委託料が使われなかったということ、それから町営住宅の環境整備作業ということは、これは周りの環境のことでしょうか。実は町民の方から町営住宅がかなりの湿気がひどくて押入にもものを入れられないとか、そういう声がちょっと聞こえていたところがあるものですから、そういったところの点検といたしますか、そういったところにこういう予算というのは使われないものなのかということの一つと、それから 15 節の高田前団地の外壁等塗装工事 666 万 6,000 円というのがまた平成 26 年度予算にも同じ額が計上されていますが、これは、ちょっとここ分からないので、何棟ごとに同じ金額で塗装を進めていくということなのかどうか、この 2 点について伺います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず 27 ページの町営住宅環境整備作業委託料、この内容につきましては、上野台住宅の垣根の剪定作業、これに充てているもので、今回それほどかからなかったことから 10 万円を減額するというものをごさいます。また、住宅の管理についてでございますけれども、住宅についてはそれぞれ入居されている方の方から直接町の担当者の方に連絡が来るといってもありますし、それぞれの住宅には管理人という方をお願いしておりますので、その管理人を通して建設水道課の方にそういう湿気だとか、そういうお話を来た場合に建設水道課の方でそれぞれ対応しているという状況でございます。

次に、15 節の高田前団地の外壁塗装工事ですが、これにつきましては国の交付金事業を使いまして高田前の住宅の外壁を 3 棟ずつ塗装をしております。それで、これについては今回補正をして繰越すという手続きをとるわけですが、これについては平成 26 年度の外壁塗装を前倒しをして平成 25 年度にやるという計画で、これは国の方の交付金がつくと、補正予算でつくということで、そういう手続きをとるというものでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

住宅のそういった訴えは各管理人の方にあった場合にということですが、予算の中に建築設備定期調査委託料という形も平成26年度も付いているようですが、これとも関連があるのかどうか伺います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅の管理につきましては、今お話ししましたように、管理人の方から建設水道課の方にお話に来ることもありますし、直接建設水道課の方にそういう苦情等があれば来る、建設水道課の方で対応しております、それについては修繕費の方で対応しております。

それで、今お話しがありました建築設備定期調査委託料、これは上野台の住宅団地が年に1回そういう建築の関係の専門家の方に定期点検を受けなければいけない建物というふうに指定されておりますことから、こういう委託料をとって点検をお願いしているという内容でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ということは、昨年もそういった、ここで使われているということですから、そういった点検をした上で問題なかったというふうに解釈してよろしいのですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

これは建築基準法に則って検査をしなければいけないということで、主に非常用照明が該当するということで、これについては毎年検査を行っているという状況でございます。それで異常がなかったと、上野台住宅については、ということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

今の関連、今1番議員の方から出たのは、議会との部落との懇談会の時に大きな問題として取り上げられたわけです。というのは、要するに結露で畳がゴタゴタ、布団がゴタゴタ、カビがゴタゴタだということで何とかならないのかと、それに対する損害を請求することは可能なのでしょうかというような切な訴えがあったわけです。そこで、私言いたいのは、確か町営住宅の修理については長寿命化の補助金をいただいてやっているのではないかというふうに思うのですけれども、いずれそのことについて私、質問したこともございます。長寿命化の方で高田前のものを長寿命化を図るというような計画があるのだということで、その時にそういったことまで解決するのかというふうに私、解釈していたのですけれども、その結露とかカビに対する対策はどうい

うふうに考えているのか、その辺、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

長寿命化の計画を今立てて外壁塗装をやっております。それで、その前には屋根の塗装を高田前住宅においては施工しているということで、今は外壁塗装をやっていくということで、今お話のあった湿気対策等については、上野台住宅については実は湿気ということでそれについてはお話を聞いていまして、それぞれ除湿器等を設置して湿気の対策をとっていただくように協力をお願いしています。それで、高田前住宅につきましては、やはり構造的な問題が一番だろうとは思いますが、これはやはり個々で対応していただくしかないのかというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そうすると、長寿命化の中には外だけで、中のことについては何も計画はないということでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

長寿命化計画の中では、次に高田前の住宅につきましては、今汲み取りになっておりますので下水道の管を布設した後にそういう下水道の施設、風呂からトイレ、炊事場というようなことは一応計画の中では入っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

私は前に言った時には、トイレはもちろんのこと、今時のああいうのに入っていくのに風呂もユニットバスではなくて、風呂桶も持ってこなくては分からないような、そういうのではこれからでは入居者がなくなるのではないかと、そこまで含めて長寿命化を図るためにはその分もやらなければだめなのではないかということを使ったのですけれども、では風呂とかそういったのは今のままというふうに解釈してよろしいですね。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今お話ししましたけれども、現在、屋根が終わりまして外壁が終わったと。そして次に下水道の施設の改修をするということの予定を立てておまして、当然その時にはトイレと炊事場、お風呂、この三つはそういう水洗化を目指すということで今、計画がなっております。

議 長（青木幸保君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き、平成25年度平泉町一般会計補正予算の審議を続けます。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

2点質問いたします。

まず1点目は16ページの16款寄附金のところです。町の収入で考えますと、町民税以外でいきますとたばこ税と駐車場と寄附金ぐらいしかないわけですが、この寄附金について、今回、平成25年度分で471万円計上されていますが、過去、去年、一昨年あたりと比べてどういう推移なのか、それから今年の471万円は何人ぐらいの方の寄附をいただいているのか。寄附を集めるためにはどのような努力をしているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

続きまして2点目は21ページになります。3款民生費の中の1項1目社会福祉総務費の28節繰出金、そこで健康福祉交流館特別会計繰出金1,210万7,000円というふうな金額を補正で組んでいます。確か当初予算でも繰出金は計上していたと思うのですが、当初予算プラスこの金額ということになりますと結局は累計でいくらの金額になるのか、そのところを教えてください。

以上です。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

16ページ、16款寄附金の状況、今までの推移ということでございます。推移につきましては平成24年度と平成25年度の資料はございますけれども、その前のございませんで、それだけでよろしいでしょうか。まず今年度の補正予算段階での予定額でございますけれども、42件で471万1,000円でございます。平成24年度につきましては、これは決算額でございますが、42件で693万7,000円ございました。本年度につきましてもあとわずかではございますけれども、補正段階以降何件か来てございますので、ある程度、もう少しは寄附金が増えるかと思っておりますけれども、今後もこれらの重要な財源でございますので、いずれ維持していくような形でPRも進めていきたいというように考えてございます。

そういう中で、平成26年度以降につきましては、寄附をいただいた方々に対してお礼として、まだ具体的な確定には至ってございませぬけれども、お礼品としてそれ相応の品物をお送りすると

いうふうなことで考えているところでございますが、大体その金額につきましては、1万円いただいた方、5万円以上、10万円以上とか、そういう形の括りの中で、ある額に見合う特産品、商品等でお送りしたいというふうな方向で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

21ページの健康福祉交流館特別会計の繰出金でございますが、今回の補正をしまして平成25年度は2,146万1,000円の繰出しの総額となりました。これについては、12月補正とか9月補正でもいろいろご協議いただいた部分でございますが、7月の大雨災害によりましてポンプ等が故障したということのそれらの工事費、それから今回の補正でもお話しさせていただきますけれども、入館者が減ったことによります大幅な入館料の減とかによりまして、それらの財源ということで繰出し額が多くなったところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

寄附金の方ですけれども、平成26年度は寄附していただいた方にお礼を考えているということで、今後それは具体的に詰めていくということですね。全国各地でやはり特産品をバックしてということで、その特産品目当てで寄附する方も結構いるとテレビでやっていたから、是非どんどん寄附してもらえるようなアイデアでやっていただければと。やはり寄附をたくさん集めるということは、逆に平泉をアピールするということにつながりますので、是非積極的に推進していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。その辺、では意欲をひとつよろしく。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今ご指摘いただいたとおりでございますが、いずれ平泉町の特産品についても広く周知が図れるものと思っておりますので、それに合わせて更なるご支援をいただけるような形で努力して参りたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

12ページの1款4項町たばこ税、これ、何され間違ったか1,250万円も増えたという一般質問だったか、何かタバコの公害問題とか何かというのはいっぱい出ましたけれども、なんか随分

大きくなりましたということで、何かその原因というか理由というか、そういったようなものがあればちょっと教えてほしいというように思います。

それから、17ページの19款5項雑入の関係で、ちょっと前も聞いたのだらうと思うけれども忘れてしまったので、市町村振興協会市町村振興助成金というものありますね、411万6,000円、当初の予算書ちょっとないものだから分からないのですが、411万6,000円が減だということになっていますが、この内容をちょっと、何でこういうのが出てきて減になっているのか、その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

たばこ税に関しましては売上げの本数が増えてございます。その増えた要因といたしまして一つ考えられますのは、コンビニエンスストアができたということで、それが本数が増えた原因かというふうに分析してございます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

17ページの款諸収入の雑入の市町村振興協会市町村振興助成金の減額でございます。これにつきましては、原資が自治振興宝くじのサマージャンボ宝くじの助成金の基金を取崩しして、人口割合等で各市町村に助成されているお金でございましたけれども、これにつきましては昨年度まで震災復興ということでそれぞれ給付してきた、助成してきたところでございますけれども、基金が底をついたという状況でございます、岩手県そのものの基金が底をついたというようなこととございまして、今年からしばらく休止するというような内容でございまして、今回当初予算に計上した額をそっくり減額させていただいたところでございまして、ある程度基金が戻りましたらまた再度始めるというような内容でお話はされているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

その上に交付金というものあるね、同じ名前。この交付金との違いというか、そのところをちょっと説明してもらえますか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

交付金につきましては、これも同じく自治振興宝くじのオータムジャンボ宝くじの財源を活用した形で、これにつきましてはそれぞれ均等割と人口割がございましてけれども、岩手県に交付されましたものを各市町村の均等割、人口割合等で配分したものを毎年交付されるもので、これは基

金という形のものでございませんで、毎年該当する事業が何事業かございまして、その事業の進行に供するための交付金ということで、これについては継続して引き続きいただける、交付されるものということで理解しているところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございせんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

22ページになりますけれども、4款1項2目予防費、13節委託料の部分で個別予防接種委託料818万7,000円ほど減額になってはいますが、この減額になったのは利用者がそれほど見込めなかったという、当初予定からずれたと思うのですが、どれほどの利用があつて目標との乖離がどうなのかお知らせ願いたいと思います。

それと、31ページに12款公債費の2目の利子の部分で減額が380万円、これ借換えによるものとは思つてはいますが、これ、今相当高い利率の部分はまだ終わったような気がしたのですが、今段階では3%台の公債費の借換えかとは思つてはいますが、その内容をお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

22ページの衛生費の2目予防費の13節委託料の818万7,000円の減額でございしますが、これにつきましては成人風疹による分ということで見込んでいた分が大きく減額になりました。当初、MRということで混合接種で1,290人ほど見込んでおつたのですが、実績として267人ほどになっているということで1,000人分、単価で4,700円で470万円、それから風疹の分の単抗原は100人ほど見込んでおつたのですが、これは実績がなかったということで100人掛ける3,000円で30万円、これで500万円ほどです。それからもう一つが積極的勧奨差控えとなつた子宮癌の予防接種、子宮頸癌の予防接種につきましては300人ほどの予算を見込んでおりましたが、実績として65人ほどとなっております。それで、今回、減額は200人ほどということで、ここも318万7,000円ほどの減額となりました。合わせまして818万7,000円の減となつたところでございします。成人風疹については引き続き流行というか、都会の方で結構流行つていて、今年もまた注意喚起というようなことにはなつておりますが、当町の実績ではそういったようなことになつておつての減額ということでございします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

31ページ、公債費の利子の減額でございします。これにつきましては、借換えによる利子の軽減に伴う減かというようなご指摘でございしますけれども、これについて起債の借換えは実施してございませんで。それで、多少当初も予算も多めに見込んでいたことはございしますけれども、一般的に起債は出納整理期間内での借入れをするわけでございまして、利息は次の年度から発生する

わけでございますが、たまに臨時財政対策債につきましては年度途中の借入れが発生する場合がございます。それらもあることから、多少ちょっと額的には多く見込んだところでございましたけれども、それらがある関係上、多少多く見込みすぎたということもございまして、今回減額補正をさせていただいたところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

予算を多くとって成人風疹、これにかかると子供を妊娠している方などは大変な状態なのですが、今後もちよっと予算の部分で見ませんでした、平成26年度はそうしますとこの実績からいうとどういうことになるのかお示し願いたいと思うのですが、子宮頸癌ワクチンについてはいろいろとストップをかけられたり、やっぴいよということも言っても、なかなか一回ストップをかけられたものを、やっぴいよと言ってもなかなか踏み切れない状態があると思うのですが、そのことに対して何か対策なりをとる予定があるのかも含めてお願いいたします。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

まず1点目の成人風疹につきましては、新年度におきましても引き続き予防接種の費用の中に成人の風疹の分を見込んでおるところでございます。新年度ではおよそ400名分、単抗原、混合合わせて400名ほど計上しておりますし、子宮頸癌の予防接種につきましては議員ご指摘のとおり、厚生労働省の方で積極的勧奨の差控えというようなことで、現在もそういった形で希望される方には説明した上で同意をいただきながら接種をしてくださいと。ただ、積極的な勧奨は差控えようというのはそのままでございます。

それで、先生方というか、見解が分かれている部分があるようで、厚生労働省でもなかなかその先の対応が出てこないということのようです。確かに副反応で痛みとか、そういった方も出ているということもまた一方では事実ですが、ただ、接種をしないことによるリスクの方がまた大きいということも言われております。それで、そういった形で保健センターとしましても、積極的勧奨は差控えながらも、説明をしながら希望される方にはやっぴいよというような形で進めて参りたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

それでは18ページの裏の2款1項5目財産管理費の13節委託料、96万6,000円という町有地の（擁壁）と書いてありますが、この分の説明をお願いしたいと思いますし、もう一つは関連でございますが、下の方に協働のまちづくり推進委員会の分がありますけれども、実は前々から気になっていたのですが、エッセイコンテストの関係ですが、これに関してはそれを作成した

人達が1,000部という冊数を刷っていろいろと配布しておったわけです。我々議員もそれをいただいておりますけれども、1,000部ということですので町内に出回る冊数が大変少ない。新聞の情報ですと、その中でも町立図書館に置いておる。そしてほしい人にはあげるというお話もありました。図書館にはどのような配布の仕方をしているのかということを知りたいと思いますし、要求されればそれなりの冊数を配るわけにはいかないでしょうから数は限られております。そういう意味ではどうなっているのかということを知りたいと思いますし、もう一つは、やはりせっかくの冊数あるわけでございますので、逆に言えば、希望を申せば町内の1世帯に1冊ぐらいつつ配るようなら大変いいのかと。内容もそれなりのすばらしいものでありましたので、やはりこの町のことを町外の人たちがどういう感覚で見ているのかということを知りたいと思いますし、やはり住んでいる方々にも読んでもらって分かってもらえた方がかえっていいのかと、そういう思いがありまして、これを増刷した形でできるものかどうかという質問をしたいと思います。まず2点について。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

18ページの裏、財産管理費の中の委託料の町有地（擁壁）地質等検査業務委託料でございます。これにつきましては、中尊寺第1駐車場内の貸付けを実施しております土地でございます。それにかかわる建築確認申請を進めるにあたって、それに先行して4メートル以上の道路がとれるか等々の県の建築住宅課との協議がございます。その協議の中で指摘事項として、あそこの上方に照井堰等が走っているわけでございますけれども、あそこの斜面につきまして、現在土止めが施されているわけでございますけれども、これに対する擁壁等の安定が建築基準法上大丈夫なのかという形のご指摘があったというふうに話されてございます。その中で、その指摘された中で安定を証明できるような内容の資料がほしいというご指摘だったということで、それにつきまして土地の所有者であります町が今回、その安全性を確認するための委託業務ということで、今回この額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

エッセイコンテストについては、直接町が携わっているというふうな形ではないわけでありませぬ。実行委員会の組織だったのでしょうか、升沢議員がまさに中心となってやられたというふうなことです。委員会として何部つくるとかというようなことを考えたわけではありませぬ。知り得る限りでお話をさせていただきますけれども、1,000部のうち中学生にも読ませたいというふうなことで中学校2年生だったと思いますけれども、全員に配布するというふうな形をとったようでありませぬし、それから町内の例えば観光協会でありますとか、図書館もそうでありませぬけれども、その委員の方々が直接そちらに置いていただくというふうな形で、自由にとっていただくというふうな形で読んでいただくような格好をとっているというふうに私は承っております。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まちづくり補助金を活用して実施したエッセイの関係でございました。エッセイにつきまして、いずれ実施主体の方から申請がございまして、まちづくり補助金を交付して実施していただいたという経緯でございます。いずれ、内容につきまして大変いいものだというようなことの評価もされているようでございますし、最終的には町は補助金を交付しているわけでございますけれども、実施主体でございますその団体ともちょっとお話を聞きながら、冊子印刷等にもかなりの経費もかかっているようでございますので、その辺も併せてお話をし、もっと簡易な形でその内容を報告できるような方法があるのであればそれらを検討してみたいというふうに思っておりますけれども、まずはその実施団体とのお話をさせていただいてから検討を始めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

まず擁壁の件でございますが、もともとどうも賃借契約をやったあとに物事が進まなかったということで、どうなのだという話は何回も、町民との懇談会の中でも出てきたわけでありまして。それを受けた法人がどうのこうのという部分も少しはあるかと思っておりますけれども、基本的にはこの擁壁の分でもめながら、もめているという、どういう内容でなったのか分からないわけでありましてけれども、そういう形でどうしても遅れてきたという経過だと思います。

それで、大体昨年聞いた中では、5月あたりまではできるかという話もあったのですが、この擁壁の分がすっかりと終わらない限りは建設するという形まではなかなかいきにくいのかということでありまして、大体予定はどのような形で進めるということは聞いておりますか。聞いておるならばお話しいただきたいと思っておりますし、それとエッセイの件ですね。補助金も何もなくそっちでやっているという部分であれば何も言うこともないわけでございますけれども、大変いい内容でありますし、私自身も24点の部分だけではなく、もっと表面の文章の分でもなく、もっと内容の濃いものもあるのではないかとということで、ほかの分も読んでみたいというところに駆られてきたわけですので、どうしても、全部で266点ですか、そんなにもたくさんある中の24点ということでございますので、もしザラ紙でも刷ったものがあれば、逆に図書館の方に常備した形で誰にも見てもらえるような工夫もあり得るのではないかとしまして質問したわけでございますが、いずれ中学校2年生には全員に配っていると、大変いいことでありましたが、やはりそういう意味でせっかくいいものをそこで終わらせていいのか、そういうもったいない分があるわけでありまして、やはりもうちょっと広めたような形で、ほかのエッセイも読めるような形で協力ももらってもいいのではないかといたします。もう一度ご質問したいと思っておりますけれども。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに、土質の調査結果に基づいて、これからそれが出ればすぐ進む、今後の進捗のスケジュール等でございますけれども、いずれ施主といいますか、借り主から聞いている話では、いずれこの擁壁等の安定するかしないか、どういうふうな形の結果が出るか分かりませんが、それがオーケーという形で、安定するという形で出るのであればすぐ建築申請は進められるような形のものの手配はとれているようでございます。ただ、擁壁そのものが現在はもちろん安定している、異常ございませんけれども、正式な建築基準法に基づく設計をやった場合に持つか持たないかというのは何とも言えないところでございます。それが持たないということになればそれ以降どのような対応をとるかについては、今後施主が委託している業者がどのような方向で進めるのかというようなことになるかと思っております。そういうことになれば、現在ではできれば7月頃までには間に合わせたい、秋ですね、秋の藤原祭り頃までには間に合わせたいというような話はされておりましたけれども、いずれその結果次第ではどういうふうな形のスケジュールになるか、まだ正確に把握できていないというところでございます。

エッセイにつきましては、今議員からご指摘いただきましたとおり、全戸というのはやはり簡易な方法でもかなりの予算がかかるものでございますので、できれば多くの方が利用できる図書館なり学校なりという形の中で対応できるのであれば、その部数もある程度の部数で、そのくらい大規模な部数の準備をしなくても済むというようなこともございますので、それらも併せまして検討ということにさせていただければと思っております。

応募された全作品を皆さんにお知らせすればというようなことの内容でございますけれども、それにつきましては、あくまでもこれは事業実施された団体の意向によって選択された24だと思っております。これについては補助金を出した行政サイドから、これについてはもう少しどうのこうのという話までいくものかどうかはちょっと疑問がございますので、その辺については、こういうお話がありましたということで団体の方にはお話としてはしてみたいというふうに思っております。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

266点全部という話にはならないと思っておりますけれども、できるだけ日の目を見るような形で、せつかく寄せてくれた方々の期待に応えるような格好もある程度必要なのかと。もう一つは、いろいろ実施主体がほかのところにあるということで、なかなかそういうことは難しいことは分かっております。ただ、せつかくいいものである以上、できるだけ町民の皆さんにも読んでもらいたいという気持ちがある上でそのようなお話をしたわけでございます。少なくとも補助金出しているからどうのこうのという話ではないですけれども、せつかく出しているならばあるところでこういう協力のもらい方もあるのではないかと。その経費に関しましては向こうにお願いすると

いう形ではなくして、やはり町当局も少しぐらいフォローしながら、少しぐらいというよりも全面的にでもいいですけども、いずれ町民の目に届くところに常にあるような、そういうもの出し方をしていただきたいと。それなりの内容であるということを今、話したところでございます。まずは検討してどうするかということも十分検討した上で、もしいい形で向こうの実施主体の方に頼めるならば、可能性があるならばお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第11、議案第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

33ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税102万円、平成24年度の赤字分充当258万3,000円の減額を含んでおります。

3 款国庫支出金1,428万3,000円、1 項国庫負担金404万1,000円、変更申請による追加でございます。2 項国庫補助金1,024万2,000円、震災影響による財政負担への特別調整交付金の追加2,433万7,000円と、これに伴う調整で普通調整交付金は1,415万5,000円の減額を含んでおります。

4 款県支出金2,288万8,000円の減、1 項県負担金1 1 万2,000円、2 項県補助金2,300万円の減、保険給付費の減と特定事業にかかる交付基準の見直しによる減額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金1,073万3,000円、退職者医療交付金の変更決定による追加でございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金1,076万1,000円の減、国保連の確定で減額しております。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金275万2,000円の減。

1 1 款諸収入、2 項雑入1 3 万5,000円の減、特定健診個人負担の減でございます。

歳入合計補正額1,050万円の減。

3 4 ページになります。

歳出、1 款総務費9 2 万2,000円の減、1 項総務管理費8 3 万8,000円の減、国保連の電算共同処理委託料等一般管理費の減でございます。3 項運営協議会費8 万4,000円の減。

2 款保険給付費888万円の減、1 項療養諸費480万円の減、2 項高額療養費300万円の減、1 月から2 月の診療分算定見込みにより減額してございます。3 項出産育児諸費8 4 万円の減、4 項葬祭諸費2 4 万円の減。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金6 万3,000円。

8 款保健事業費、1 項保健事業費7 6 万1,000円の減、特定健診の受診者減による事業費の減額が主でございます。

歳出合計補正額1,050万円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

3 6 ページのところですが、9 款繰入金のところですが、出産育児金の支給分が減額が5 6 万円にもなっているのですが、ちょっとここら辺の内訳の話を説明していただきたいと。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

出産育児一時金につきましては、当初1 人当たり4 2 万円で見えておまして、繰入金につきましては4 2 万円の3 分の2 が繰入れになるようになっております。それで、実際は8 人になりましたことによりまして、繰入金についても減額をしております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第12、議案第5号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第5号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

41ページ裏をご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正です。項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料11万7,000円の減、特別徴収保険料の105万9,000円の減額、普通徴収保険料94万2,000円の増額を含んでおります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金15万3,000円の減でございます。

歳入合計補正額27万円の減。

歳出、1款総務費、1項総務管理費15万3,000円の減、保険料徴収システム保守委託料等の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金11万7,000円の減

です。

歳出合計補正額 27 万円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 5 号、平成 25 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 13、議案第 6 号、平成 25 年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第 6 号、平成 25 年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

43 ページの裏をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、1 款使用料、1 項施設使用料 976 万 2,000 円の減、期間限定プレミアムチケットや入浴券の販売促進等に努めたところでございますが、7 月の大雨災害による臨時休館や利用者の温泉離れなどにより減額となりました。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金 1,210 万 7,000 円、入館料の減、また、再生可能エネルギー設備

工事の平成24年度から平成25年度の繰越し事業になった関係で、消費税の納入が平成25年度に発生したことなどによります一般管理費への財源として繰入金の増加となっております。

4款諸収入、1項諸収入235万1,000円の減、入館者の減少等に伴い食堂売上げも減少となり減額としております。

歳入合計補正額6,000円の減。

歳出、1款総務費、1項総務管理費6,000円の減。

歳出合計補正額6,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それでは、入館料のところが976万2,000円減ということになっていますが、多分これ入館者数と比例していると思うのですけれども、当初の計画に比較して何人ぐらいの入館者が減っているのか、その辺、説明願います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

当初に比べますと1万5,000人ぐらいの減になろうかと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

もう少し詳しくです。当初何人で実績が何人ですという、そういう答弁お願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

当初、大人とか小人を見まして8万1,600人ぐらいで見ていたところでございますが、そこから1万5,000人ぐらいで現在、今回予算を見積もったのが6万7,000人ほどとなっているところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

これは今回の温泉用のポンプの入替え工事、若干安く上がったようですけれども、当初、何年

か前に私も一般質問の中でこの工事費の問題についてちょっと問題があるのではないかということをご指摘したことございます。というのは、ポンプが特殊で深さが何百メートル降ろしてやるのに途中で曲がっているためによその業者では入替えがちょっとできないのだというようなことで、特定の業者、恐らく何十年というふうに来ているのではないかと思うのですけれども、それは今も改善されていないのか、一度やればどの辺でどういうふうに、技術的な問題がどういうふうになっているかということの断面図を示して入札かければ応じてくれる人もあるのではないのかというふうにご指摘した時でもございましたけれども、今もうそういうふうな、今までどおりになっているのか、なっていないのか、それは機械の点検設備、来年度も二百何十万見えていますけれども、それらも含めまして機械のメンテナンス、これらも含めまして当初の時から業者数が変わっているのかいないのか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

まず、もともとの源泉の状況は変わらないということはあるかもしれませんが、何年か前に揚湯管を、FR管というか、もう少しいい管を、お湯を上げる管をいいものにしておりますことや、源泉ポンプも今5年で一遍でいいようにして、また、予備のポンプを持つようにして、その辺の源泉からの維持管理というのですか、その辺はよくはしているところですが、まずは源泉自体を直すというようなところまではいっていないので違う部分、さっきも言いました揚湯管とか源泉ポンプの対応で賄っているというような状況でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

私、言いたいのは、要するに何百メートルも落としてやるのに、その何メートルの大きなポンプを入れていたのを途中で管が曲がっていたために今までの入れる、要するに降ろしてやる技術的な問題があるので、そう入札にかけられないというようなことだったのですけれども、では今、ものが変わってもっと細くなったのか何か分からないけれども、それだけの性能のいいもので、公平に入札かけて次からやる時にはそういったようなものに変えられるような状況にあるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

ポンプの工事等につきましては、入札をかけてやれるような状況でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第14、議案第7号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の45ページをお開き願います。

議案第7号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

45ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額補正でございますので項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料211万3,000円の増でございます。内訳といたしまして、中尊寺第1駐車場312万3,000円の増、中尊寺第2駐車場101万円の減でございます。

歳入合計211万3,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費211万3,000円の増でございます。内訳といたしましては、印刷製本費150万円の減、主なところでございますが、警備委託料が200万円の減、駐車場施設整備基金積立金が643万円の増となっております。

歳出合計211万3,000円の増でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

これを見ますと中尊寺の第2駐車場の方が落ちているようですけれども、これは確か第2駐車場のところを一時的に埋め立てて臨時駐車場というか、そういった形をとっていると思いますけれども、あの期日がいつまでだったのか、その辺をお聞きしたいということが一つと、大分第1駐車場につきましては線引きというか区画が昔ながらの1本線でやって、非常にトラブルが多いということを聞いておりました。それを引き直すというような話を聞いております。しかも、最近では大型駐車場のよう車と車の間隔を少し開けて、楽にドアを開けられるような形に書き直すのだというようなことを聞いておりますけれども、その辺はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

第2駐車場の増設した部分でございますが、あれは個人の方からお借りしております、期限は平成24年から平成26年の3年間お借りすることになっておりますが、平成27年度以降につきましても継続してお借りするという口頭で承っておるところでございます。

第1駐車場の区画線の引き直しにつきましては、本年度の事業、3月末に、入札はもうかけておりますので、通路は今5メートルになっておりますので、5メートルを6メートルまで拡幅しまして、駐車台数は少なくなりますが、利用者の利便性を図るということで、今月の末に区画線を引き直すということになってございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

その線引きは非常にいいことだと思うのですが、大体何割ぐらい減になる予定でしょうか。現在の停められる収容台数から何%ぐらい減になるか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今、引き直す前は157台でございますが、区画線引き直した後は129台となっておりますので、28台の減となっております。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

46 ページの歳出の中の1款1項1目25節積立金でございます。643万円、駐車場施設整備基金積立金でございますが、これは当初3万4,000円でございます。それで、非常に駐車場はありがたいというふうに思う、収益を上げているわけですね。2,000万円の繰出金を出しているわけですね。それで、今度はこのもうかったものを駐車場施設整備基金に持っていったわけですね。それで、現在、駐車場施設整備基金は私の調べるところでは、2月分の会計監査ですが、5,429万5,169円、1月31日現在でそうなっていますよね。それで、この駐車場施設整備基金というのは駐車場だけに使うものなのか、また、他会計に繰出し2,000万円やっていますが、その辺の2,000万円を、この六百何万をそっちの方に持っていけないのかどうか、または限りがあるのか、使用方法のルールがあるのかどうか、この使い方、要するに駐車場施設整備基金積立金、これに対して。また、もしそこに積立金を3万4,000円が643万円に当初から膨れ上がったわけですが、何か利用目的があるのかどうか、駐車場としてね。そのあたりをお伺いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

まず積立金の関係でございますが、これは駐車場会計の中で積立てしておりますので、駐車場関係以外に使うことはできないということでございます。目的を持った積立金でございます。積立金については駐車場以外には使えないということでございますし、繰出金につきましては現在2,000万円でございますが、これにつきましては観光関係の方の予算に充当してございますので、それは観光費の方には使えるということになってございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

分かりましたが、現在、1月でね、先程言いましたが、5,429万5,169円あるわけですよ。この金を、では駐車場だけに使うと言ったら、これは駐車場施設整備基金は特定目的税でしょう、目的基金ですよ。ですから、この駐車場施設整備基金を駐車場だけに使うのだということですね。この分け方はどのような分で、繰出金とそれから駐車場施設整備基金ですか、そういった分け方をどのようにやっているのか、また、目的があって施設整備基金に入れているのかどうかと、そういうところ、何か予定あるのかという、でなければ別な会計に、今の観光のように別な会計に入れても差し支えないのではないかと、使わせてもいいのではないかと。だから、その分け方はどういう根拠でやっているのかと、そのところです。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

一般会計の繰出しにつきましては、先程もお話ししましたが、観光関係の、例えば観光パンフレットの作成とか、そちらの予算の方に充当させるということありますので、それは財政と協議

の上繰出金の金額を年度初めに決めまして、それで予算計上させてもらっておりますし、基金積立金につきましては、今後駐車場の増設はちょっと今のところ考えてございませんが、例えば無人化システム等々の考えもございまして、今後検討して採算が取ればそちらの方に回していきたいと思っておりますし、臨時駐車場でもし、今はまだ確定ではございませんが、臨時駐車場として第2駐車場の付近に国土交通省の土地がございまして、今、臨時駐車場として使っておりますが、その整備に充てるということも考えられますので、今後それらを含めました検討をしていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

その趣旨のあれは分かりますが、ただ私は、しつこいようだけれども、目的があってこれが駐車場施設整備基金に積立てたのだと。ただ、はっきりはしていませんが、ガイドラインというか、いろいろやっていますが、私はこれを、643万円を別な繰出金という形で観光ばかりではなくて、643万円を例えば400万円に減らすとか200万円ぐらいをまた別なところに持っていくとか、そういうようなこと、ただ、駐車場だけにしか使えないというから、せつかくの収益上がったものを、千葉課長がよく働いたと、その金を別なところに使えるような状態でもしっかりこつち設備、目的がまだまだ先のことであればそういうような繰出しがいかかなものかということ。その決め手を今お話、どんどん膨れ上がると駐車場だけにしか使えないです、これ。今だから5,400万円あるということですから、その辺を聞いてみたのです。その辺をしっかりと目的があるのだろうけれども、予算化はされていないですね。予算化はされていないからその辺をお伺いしたわけですが、そういうふうによその会計にもう少し持っていてもいいのではないかと、他会計に、その辺をお伺いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

他の会計にも使えないかというお話でございまして、これはあくまでも駐車場としてお客様から使用料としていただいておりますので、駐車場の事業に使うか、あとは観光に来られる方から駐車場使用料としていただいておりますので、還元するというわけではございませんが、あくまでも観光関係の事業に充てるということで考えてございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっとはつきり分からなかったのもう一回、多分同じ質問になるかもしれないですけども、この施設整備基金積立金ですね、累計でこの643万円含めていくらになるのかですね。その使い道については、今ほどいろいろ検討されているような話ですけども、例えばE T Cと兼用

できる割安料金システムなんかの施設なんかは、可能かどうかまだ分かりませんが、多分今かなり技術進歩していますから、そういうことも可能になると思うのですが、その辺の部分も含めてどういうふうに考えているか、研究課題かもしれないですが、答弁お願いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

駐車場施設整備基金積立金につきましては、今のところ平成25年現在で5,429万5,169円でございます。今回、643万円を改めて積むということでございます、合計6,076万円の基金積立金となっております。

その予算を何かの還元ということで使えないかという話でございますが、これから何ができるか、その法的なこともございますので、それらを検討して何ができるかを今後検討していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

今、基金の話がございました。モビリティも今やっておるわけですが、今後そういうモータリゼーション、どのような方向にいくか分からないのですが、電気自動車などはそのスタンドがないがために長距離走行ができないということで、なかなか長距離に向いていないということですが、そういう施設に対してこういう基金は使う予定というか、今後検討課題だというふうに答えるのだと思うのですが、そこら辺は使えるものなのかどうかも含めてお聞きしておきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

電気スタンドにつきましては、電気自動車が普及、これからどんどんなってくるということもありますので、積立金を使いまして各駐車場にスタンドを建設するような今、検討に入っているところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時23分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第15、議案第8号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書47ページでございます。

議案第8号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

47ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金22万4,000円。

2 款使用料及び手数料195万円の減、1 項使用料200万円の減、2 項手数料5万円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金600万円の減。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金12万1,000円の減。

7 款町債、1 項町債1,230万円の減。

歳入合計2,014万7,000円の減。

次に歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費1,904万6,000円の減でございます。

2 款公債費、1 項公債費110万1,000円の減。

歳出合計2,014万7,000円の減でございます。

次に48ページ、第2表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明を申し上げます。

起債の目的、公共下水道事業、限度額3,260万円、流域下水道事業、限度額1,850万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第8号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第16、議案第9号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書51ページでございます。

議案第9号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

51ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 6 3 万円の減。

歳入合計 6 3 万円の減。

次に歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費 5 7 万 9,000 円の減。

2 款公債費、1 項公債費 5 万 1,000 円の減。

歳出合計 6 3 万円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 9 号、平成 2 5 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 1 7、議案第 1 0 号、平成 2 5 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書 5 3 ページでございます。

議案第 1 0 号、平成 2 5 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の補足説明をさせていただきます。

5 3 ページの裏の第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金2,900万3,000円の減。

2 款使用料及び手数料65万3,000円、1 項使用料61万2,000円、2 項手数料4万1,000円。

4 款繰入金449万8,000円の減、1 項他会計繰入金38万8,000円の減、2 項基金繰入金411万円の減。

歳入合計3,284万8,000円の減。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費3,284万8,000円の減、1 項水道管理費150万円の減、3 項水道事業費3,134万8,000円の減。

歳出合計3,284万8,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第10号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第11号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは議案書56ページでございます。

議案第11号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

57ページの平成25年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益2万1,000円の減、2項営業外収益、3目他会計補助金2万1,000円の減。
収入合計2万1,000円の減。

次に支出でございます。

1款水道事業費用83万9,000円、1項営業費用33万9,000円、1目原水及び浄水費30万円の減、2目配水及び給水費80万円の減、4目総係費4万2,000円の減、5目減価償却費30万円の減、6目資産減耗費178万1,000円、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税50万円。
支出合計83万9,000円。

次に、57ページの裏、資本的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収入の部でございます。

1款資本的収入1,756万円の減、1項企業債、1目企業債1,800万円の減、2項負担金、1目負担金44万円。

収入合計1,756万円の減。

次に支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目一般改良事業費1,830万円の減。

支出合計1,830万円の減。

次に戻りまして、56ページの裏でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改める。

変更後の内容についてご説明申し上げます。

起債の目的、建設改良事業、限度額1,200万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

次に第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額は67万1,000円に改める。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第11号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長(青木幸保君)

日程第19、議案第12号、平成26年度平泉町一般会計予算、日程第20、議案第13号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第14号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第15号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第23、議案第16号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第24、議案第17号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第25、議案第18号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第26、議案第19号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第27、議案第20号、平成26年度平泉町水道事業会計予算を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、小松代智議員。

7番(小松代智君)

委員会の審査報告を行います。

議案第12号、平成26年度平泉町一般会計予算、議案第13号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第14号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第16号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第17号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第18号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第19号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第20号、平成26年度平泉町水道事業会計予算、本委員会に付託された上記議案について、3月17日、18日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案賛成すべきものと決定したから会議規則第76条の規定により報告します。

次ページをお開き願います。

審査意見、1、財政運営に当たっては、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、安易に基金を取り崩すことなく、行政改革を進め積極的に経費節減を図り、効率的・効果的な事務執行に努めること。

- 2、農林業の振興策に当たっては、地域の実情に対応した政策を推進すること。
 - 3、今後の大型事業導入に対して、指定管理制度の設置に当たっては、慎重に配慮されたい。
 - 4、町民の健康福祉増進に当たっては、積極的な取り組みを図ること。
- 以上であります。

議 長（青木幸保君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

これから日程第19、議案第12号、平成26年度平泉町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第13号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第14号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第15号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 3、議案第 1 6 号、平成 2 6 年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第 1 6 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 4、議案第 1 7 号、平成 2 6 年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第 1 7 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 5、議案第 1 8 号、平成 2 6 年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決
します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第 1 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6、議案第 1 9 号、平成 2 6 年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第 1 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 7、議案第 2 0 号、平成 2 6 年度平泉町水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第 2 0 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 4 3 分

再開 午後 2 時 4 5 分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

日程第 2 8、同意第 1 号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案書その 2 の 1 ページをお開き願います。

同意第 1 号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第 1 7 条第 5 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字山岸 1 4 番地、氏名、千葉秀樹、生年月日、昭和 2 9 年 4 月 2 日。

この同意案件は、齋藤清壽委員が平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって定年退職となりますことから、今回新たに職員代表委員として同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第 1 号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第 1 号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 2 9、同意第 2 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題と

します。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議案書その2の2ページをお開き願います。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町長島字前林9番地1、氏名、真竈光幸、生年月日、昭和30年12月7日。

この同意案件は、前田光春前委員から、平成26年2月14日に辞職願が提出され、同日同意しましたことから、今回新たに委員として真竈光幸氏の同意をお願いをしようとするものでございます。

ここで真竈光幸氏の経歴を紹介させていただきます。

昭和53年3月に帝京大学経済学部経済学科を卒業され、同年4月に東京都港区の大京観光株式会社に入社、その後二つの会社を転職され、平成7年12月に真竈プロダクツを設立、個人事業主として経営に励まれております。また、平成17年4月からは一般社団法人胆江農業管理センター農業経理委託契約職員を、平成24年4月からは一関コミュニティFM株式会社取締役を兼職されております。他の経歴でございますが、平成9年4月から町立長島小学校PTA会長を4期4年、平成14年4月から町立平泉中学校PTA会長を2期2年、平成18年4月から岩手県立前沢高等学校PTA会長を1期1年、平成19年4月から同校の教育振興理事長を3期3年務められております。そのほかに、平成17年から14区中山間組合代表を、平成20年からは東稲土地改良区総代を、平成25年12月からは八雲神社総代をそれぞれ務められている方でございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 5 2 分

再開 午後 3 時 0 0 分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

日程第 30、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成 26 年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、平成 26 年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長（青木幸保君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

ここで、平成 26 年 3 月 31 日をもって副町長が退任されます。ここで滝山副町長よりあいさつがあります。

滝山副町長、登壇願います。

副町長（滝山秀樹君）

発言の機会をいただき誠にありがとうございます。

平泉町には震災直後の平成 23 年 4 月から 3 年間お世話になりました。この間、議員の皆様には温かく接していただき、様々ご助言いただきましたことに心から感謝しております。

この 3 年間は平泉町にとっては大きな変化の 3 年間ではなかったかと思っております。就任間もなくでしたが、念願の世界遺産登録達成の瞬間に立ち会うことができ、議員の皆様、町民の皆様

様と共に喜びを分かち合ったことは今も忘れられません。また、菅原町長のもとで新総合発展計画の策定をし、その中で道の駅、体育館、スマートインターチェンジ、メガソーラーなどの事業に取り組みました。そして、放射線対策も大きな課題でありました。特に放射線対策は、当時は手探りの状況だったわけですが、町民の健康と暮らしを守ろうと議員の皆様と真剣な議論がなされたことが強く印象に残っております。そこではたくさんご指摘もいただきましたが、最終的には安心を確保できるレベルの放射線対策につながったものと思っております。議会と町当局が力を合わせて一つの目標に向かえば、いい結果が生まれるということを実感いたしました。また、議会での議論を経験した中で、このやり方は議員の皆さん、ひいては町民の皆さんに説明がつくものなのかということが仕事を進める上での私の判断基準となりました。県での復帰先は保健福祉部地域福祉課となりましたが、今後も平泉町でのよい経験を活かし、現場主義、住民目線をモットーに仕事をしていきたいと思っております。

結びになりますが、平泉町議会議員の皆様のご指導、ご厚情に改めて感謝を申し上げ、平泉町の今後ますますの発展を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。本当に3年間お世話になりました。

議 長（青木幸保君）

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成26年第1回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後3時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 升 沢 博 子

同 大 内 政 照